

具体的な「ごみ・資源物」の分け方の例

弁当類

プラスチック製容器包装
ふた・トレイ・カップ・ソース袋・しょうゆ入れ・フォーク外袋

ラップは♻️マークが表示してあっても、もえるごみです。

ラップ・バラン・プラスチック製フォーク
もえるごみ

家電類

プラスチック製容器包装
説明書外袋・緩衝材・家電外袋

もえないごみ
家電・乾電池

乾電池は、小袋に入れて、表示してください。

説明書
その他の紙

外箱
ダンボール

ひも
もえるごみ

デザート類

プラスチック製容器包装
外装フィルム・カップ・ふた・スプーン外袋・底ふた

紙製のシールは無理にはがす必要はありません。

台紙
その他の紙

プラスチック製スプーン
もえるごみ

食品類

プラスチック製容器包装
外装フィルム・カップ・箸外袋・調味料袋・レトルトパック

調味料袋やレトルトパックなど、汚れがとれない場合、もえるごみになります。

割り箸・紙製ふた
もえるごみ

金属製ふた
もえないごみ

金属製容器
缶類

外箱
その他の紙

菓子類

プラスチック製容器包装
中仕切り・個包装

もえるごみ
乾燥剤

外箱・包装紙
その他の紙

金属製容器・金属製ふた
缶類

飲料類

その他の紙
外箱・マルチパック

紙パック
紙パック

もえるごみ
注ぎ口・内側銀色の紙パック

ストロー
外袋

ガラス製容器
あきびん

金属製ふた
もえないごみ

金属製容器
缶類

ストローの外袋
プラスチック製容器包装

門川町 ごみ・資源分別ガイドブック

門川町では、ごみの減量化の促進のために、資源物の適正処理(リサイクル)の推進をすすめております。原材料としてまた利用できるものは、再利用することにより資源とエネルギーの節約にもなります。そのためには、きちんと分別のルールを守って、ごみ・資源の分別を行いましょう。



基本ルール

- ・決められた品目ごとに分別してください。
 - ・決められた日の朝に(午前8時30分迄)。
 - ・決められた場所(ごみステーションや資源物ステーション)へ出しましょう。
- ※台風などで、雨風が強いときは、次回の決められた日に持ち出して下さい。

びん類(3品目に分別)

回収日	回収場所	出し方
月1回	資源物ステーション	回収ボックスにいれる

無色のびん

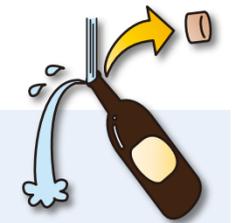


茶色のびん



ラベルをとる必要はありません。

あきびんを出す前に…
ふたをとって
かるくすすいでください。



- 商品が入っていたガラス製のびんが対象になります。
- ふたは、必ずとってください。

その他のびん



対象にならないもの(例)

金属製のふた「もえないごみ」
プラスチック製のふた「プラスチック製容器包装」
農薬・薬品の入っていたガラスびん「もえないごみ」

缶類(2品目に分別)

回収日	回収場所	出し方
月1回	資源物ステーション	回収ボックスにいれる

アルミ缶

マークが目印



スチール缶

マークが目印



缶を出す前に…
かるくすすいで
ください。



※ご注意
つぶしすぎないで
ください。



対象にならないもの(例)

飲み物や缶詰などのふた
オイル缶
ペンキ缶



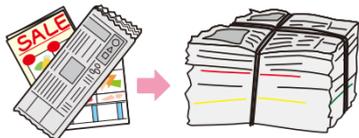
- 「アルミ缶」と「スチール缶」は分けて出してください。
- 缶詰・ミルク・お菓子の缶なども対象になります。

古紙類 (4品目に分別)

回収日	回収場所	出し方
月1回	資源物ステーション	ひもで十字にしぼる

新聞・折込チラシ

新聞と折込チラシを一緒に束ねて下さい。



※折込チラシは新聞に折り込んである広告紙が対象になります。

ダンボール

マークが目印



※紙製のテープ以外は、出来るだけとって下さい。

紙パック

(紙パック 500ml以上)

マークが目印



※内側がアルミ(銀色)のものは、「もえるごみ」になります。

雑誌・その他の紙

(名刺サイズから対象)

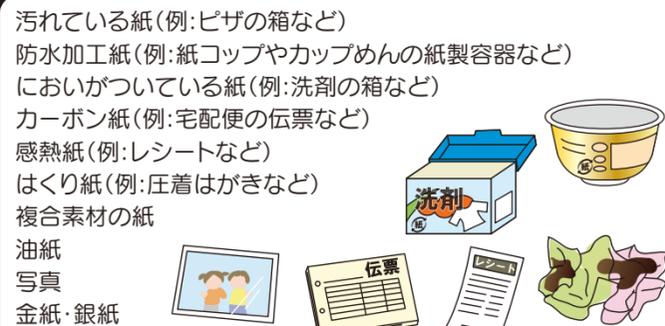
雑誌・カタログ・パンフレット・教科書
ノート・広報誌・コピー用紙・ポスター
紙製の芯・紙製の容器包装 など

※下記のイラストは「雑誌・その他の紙」の参考例です。



対象にならないもの(例)

紙製のものでも、下記に該当するものは、「もえるごみ」になりますので、ご注意ください。



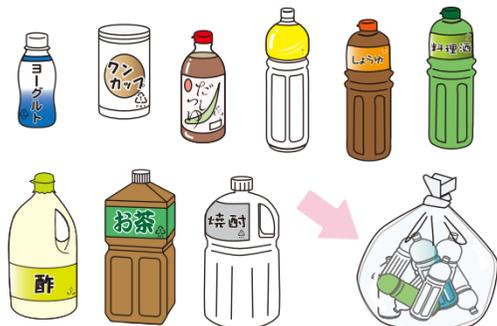
- 雨の日には出さないで下さい。濡れてしまうと、リサイクルができなくなります。
- 透明袋に入れたり、粘着テープなどで束ねず、必ずひもで十字にしぼってください。
- 小さくて束ねることの出来ない「その他の紙」については、紙袋などに入れて出して下さい。

ペットボトル

回収日	回収場所	出し方
月1回	通常のごみステーション	15~45ℓの透明袋

マークが目印

清涼飲料用・酒用
しょうゆ用など



出す前に...



対象にならないもの(例)

「プラスチック製容器包装」になります。



プラスチック製容器包装

回収日	回収場所	出し方
週1回	通常のごみステーション	15~45ℓの透明袋

マークが目印

※商品を使ったり出したりした後に、不要となるプラスチック製の入れもの(容器) 包み(包装)が対象になります。ポリバケツなど商品そのものは対象になりません。

必ず中身を出して汚れをとってください。

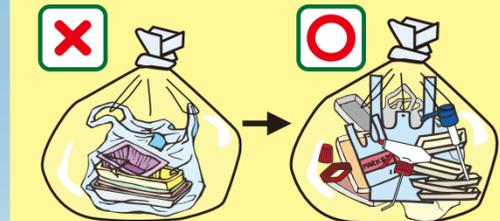
※下記のイラストは「プラ」の対象となるものの例です。



容器トレイ・発砲スチロールも対象になります。

- ラベルやシールは無理にとる必要はありません。
- レジ袋は生ごみ入れとして使ってもかまいませんが、余ったものは「プラ」の対象になります。
- 汚れがとれない「プラ」はもえるごみになります。
- 生鮮食品などを包んでいるラップはマークが表示されていてももえるごみになります。
- プラスチック製容器包装は、清掃工場への持ち込みは出来ません。

袋を二重にしないでください。



※内袋(レジ袋など)で小分けにすると、効率的な回収・選別ができません。

間違えやすいもの(例)



対象にならないもの(例)

プラスチック製のものでも下記のものは、「もえるごみ」になりますので、ご注意ください。

